

補助金の適正化ガイドライン

柏市

令和5年3月

目次

はじめに	1
補助金とは	2
補助金の区分	2
現在の課題	3
見直しの基本的な視点	4
適正化基準	5
見直しの方針について	8
その他	9

はじめに

補助金は、個人や団体が取り組む公益性が認められる社会的・文化的・経済的な活動を支援し、もって行政が抱える課題を解決するための有効な手段の一つとして、様々な行政分野で活用されてきた。その一方で、一旦、交付されると、事業本来の必要性や効果が十分に検証されずに、漫然と継続されやすいという問題が指摘されている。また、補助金は、性質上反対給付を伴わない一方的な支出であり、その財源の多くが市民の税金で賄われていることから、補助金を支出する必要性について市民の理解が十分に得られるものでなければならない。

これまで本市では、「補助金の適正化について（平成10年3月30日付市長通知）」を基本に予算編成の中で補助金の見直しを行い、補助金に係る予算額の削減に努めてきた。

また、平成24年2月には「補助金の見直し」を行うための指針として、行政改革推進委員会の答申を踏まえ、本ガイドラインを作成し、見直しに当たっての視点や考え方、検証方法等を示した。

このように、補助金の見直しを進めた結果、歳出削減に一定の成果が得られたところであるが、補助金を監査対象とした令和3年度包括外部監査にて、補助金制度に関する制度設計や交付基準ないしは評価指標の不十分さ等、全体的にも個別的にも一度補助金制度を見直す必要があると思われるとの監査結果を受けて、ここに、本ガイドラインの見直しを行う。

○補助金とは

本ガイドラインの対象となる補助金は、柏市補助金交付規則（昭和60年柏市規則第29号）を適用する補助金とし、本市が交付する補助金、助成金、奨励金及び利子補給金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものをいう。

（1）補助金・助成金・奨励金

特定の事業、活動等を育成、助長するために市が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するもの

（2）利子補給金

資金の融通を受けて行う事務や事業の助成、育成のために資金の融通を行うものに対して当該融通資金に係る利息の全部又は一部に相当する額を、市が反対給付を受けないで、給付するもの

なお、負担金・交付金についても、特に必要と認められる場合、当該ガイドラインに準じて見直しを行うものとする。

・負担金

法令契約等に基づいて市が行う特定の事業から特定の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し支出するもの

・交付金

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して市の事務を委託している場合において、当該事務の報償として一方的に交付するもの

○補助金の区分

（1）運営費

団体等の存続・運営のために交付する補助金で、用途が限定されていないもの

（2）事業費

団体等が行う「特定の事業（活動）」に対し交付する補助金で、用途が限定されているもの

（3）扶助費的

児童福祉施設や社会福祉施設の利用者負担の軽減のため、弱者救済や福祉向上の観点などから補助するもの

（4）制度的

法令・国・県の制度等に基づく補助金や市他会計間で支出するもの

（5）その他

○現在の課題

(1) 補助期間の長期化への懸念

既存の補助金は「公益上必要である」と認められ、創設されたことから、廃止することは難しく、長期にわたり存続しがちである。昨今の社会経済情勢の急激な変化の中で、補助金の交付が継続して必要であるかについて検証が行われなければならない。そのために終期の設定を徹底し、定期的な見直しを行う仕組みが必要である。

(2) 費用対効果の検証

補助金は行政目的を持って交付されるが、その補助金の交付によって行政目的がどこまで達成されているのかといった効果について、現在の仕組みの中では検証することが十分にはできていない。補助金台帳、チェックシート等を利用し、不断の検証を行う必要がある。

(3) 自主・自立した活動創出の検討

長期にわたり継続して補助金が交付されると、交付を受けている団体としては、あらかじめ補助金を前提にした事業計画や活動を展開する傾向が見受けられる。このことが団体等の自立した運営に向けた努力を損ない、自主・自立した活動の創出を妨げるおそれがある。

こうした問題を防止するには、運営費補助は原則廃止し事業費補助への移行を促すことが必要となる。あわせて、補助金交付団体の事務局を行政側が長期にわたり担っているものもあり、事務局の引継ぎを検討する必要がある。

(4) 統合的な枠組みの検討

補助金の中には、同一団体へ複数の補助金が交付される場合がある。この場合、交付を受ける団体は個別に交付申請手続きをとる必要がある。補助金の効率化、申請者の手続きの簡素化等を考えたときに、統合的な補助金の枠組みを検討する必要がある。

(5) 補助金の分類・整理

補助金には多種多様な目的・性質のものがあることから、補助金支出に対し、市民から理解を得るために、補助金を分類・整理し、わかりやすく公表する必要がある。

○ 見直しの基本的な視点

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助することができる。」とされていることから、公益性は補助金支出の絶対条件である。

さらに、補助金の本質に立ち返り、次の5つの基本的な視点から補助金等のあり方を見直していく。

(1) 公益性

- ① 市民の利益に広く寄与するか。
- ② 市の施策と合致しているか。

(2) 必要性

- ① 社会情勢やニーズの変化に適合しているか。
- ② 市が関与すべきか。
- ③ 継続して補助すべきか。

(3) 適格性（妥当性）

- ① 補助金という手段が最適か。
- ② 適切な補助対象か。
- ③ 適正化基準に則った運営が行われているか。
- ④ 補助金等交付規則・補助金要綱に基づく適切な運用・事務処理が行われているか。

(4) 有効性（費用対効果）

- ① 効果が明確に示せるか。
- ② 費用と効果のバランスはとれているか。

(5) 公平性

- ① 同一の団体に対し、長期間にわたり補助を支出していないか。
- ② 補助対象者が特定されていないか。

○ 適正化基準

(1) 終期の設定

- ① 国や県の制度による事業は、その補助期間をもって終了とする。
- ② 国や県の制度によらない事業は、全て3年を限度とする。
- ③ 団体の行なう事業で大会運営、記念事業については、対象年度に限って交付する。

(2) 事業継続の適正化

設定終期の最終年度に、補助期間における内部評価により、検証し判断する。この際、市長が特に必要と認めた場合は、外部評価を実施する。

(3) 補助率の適正化

- ① 国県の補助金に伴うもの
 - ・制度の中での市負担分を限度とする。
- ② 市単独補助
 - ・団体：2分の1を限度とする。
 - ・個人：3分の1を限度とする。
 - ※ただし、特に必要性・有効性が認められるもの、又は支出が義務付けられているものは、この限りでない。

(4) 補助対象経費の制限

- ① 運営費補助は原則認めない。団体等の運営費を補助対象としている補助金については、補助の目的及び対象の明確化を図るため、事業費補助への移行を積極的に検討、実施する。
- ② 調査研究に係る事業のうち、旅費は事業費の20%までを対象とする。
- ③ 補助事業者が、補助事業等により取得、又は効用の増加した財産について、要綱等で保存年限等を定める。
- ④ 食料費、慶弔費、記念品など、公金支出として適切でないものは対象外とする。

(5) 支出の特例の制限

原則として、前金払いは行なわない。

(6) 交付団体の財務状況からの制限

- ① 補助金以上の繰越金や内部留保資金などの余剰金が恒常的に発生している団体は、内容を確認し、減額又は廃止を検討する。
- ② 会費等を徴収するなど自立性を高めるための取り組みに努めていない団体への補助は、減額または廃止を検討する。

(7) 有効性からの制限

- ① 50万円以下の補助金は、必要性を検証し、原則として廃止または統合する。
- ② 補助対象の事業費、又は団体の予算に占める補助金の割合が10%以下の補助金は原則として廃止する。
- ③ 事業費が全額補助で賄われているなど、本来市が主体となっていくべき代替としての性質を有していると認められるものについては、直接執行や委託など、補助金以外のふさわしい方法を検討する。
- ④ 補助事業の効果を定期的に検証する。

(8) 統合による抑制

関連性のある事業、目的が類似している事業について統合を検討する。

(9) 団体の自主的取組みの促進

団体等の自主的な取組みを促すため、補助対象事業のメニュー化や交付金化を図る。

(10) チェック体制の強化

- ① 補助金交付団体に対し、定期的に監査を行うよう努める。
- ② 必要に応じて、現地確認等を行う。(市には地方自治法第221条第2項に基づく調査権限がある。)
- ③ 決算書については、必要に応じて、補助金の必要性を検証するため「団体等の決算書」と補助金の充当状況が適正であるのかを確認するための「補助対象事業に係る決算書」のそれぞれを団体等から提出させる。

(11) 総額の抑制

- ① 新規の補助制度を設ける場合は、スクラップ・アンド・ビルドを原則とする。
- ② 国、県の制度によらない資産形成につながる奨励的な補助は廃止する。
- ③ 対象者または対象団体が増加傾向にある場合、原則として交付限度額の見直しを行う。

- ④ 個人を対象とする補助金については、所得要件等の制限を設けることを原則とする。

(12) 事業効果の検証

補助事業の評価にあたっては、インプット・アウトプット・アウトカムを区別した上で、適切な成果指標（アウトカム指標）を設定する。

各指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行う。

《参考》 インプット・アウトプット・アウトカムの違い

例：振り込め詐欺対応録音機設置事業

	内容	成果指標
インプット	予算額	事業費
アウトプット	提供できるサービス	録音機の設置件数
アウトカム	住民生活がどのように改善したか	振り込め詐欺の減少件数

○ 見直しの方針について

「見直しの方針」については、「現状どおり継続」、「補助額・補助率の見直し」、「補助内容全体の見直し」、「他の事業との整理・統合」、「廃止・完了」の5つの選択肢によって、方針を示すこととする。

(1) 「現状どおり継続」について

補助目的から見て成果が上がっており、他にも特に問題がないため、現状どおり補助を継続することが妥当であると判断するもの。

(2) 「補助額・補助率の見直し」について

補助の必要性は認めるが、団体の自助努力などにより、市の補助率（額）を引き下げていく必要があるもの。

(3) 「補助内容全体の見直し」について

補助目的の必要性は認めるが、事業内容や補助金の配分の仕方などを見直しを行うことで、補助率（額）を引き下げていく必要があるもの。

(4) 「他の事業との整理・統合」について

補助目的が類似する他の補助金事業と整理・統合を図っても、事業の成果が期待できるもので、なおかつ補助額全体の削減が期待されるもの。

(5) 「廃止・完了」について

補助目的そのものの意義がかなり低下しているもの、補助目的から見て成果がほとんど上がっていないもの、あるいは成果が明確かつ客観的に検証できないものなど、補助金の廃止が妥当と判断されるもの。

ただし、この「廃止」には、直ちに廃止すべきものに限定せず、将来に向かって廃止が妥当であると判断するものも含める。

なお、廃止にあたっては、交付先団体への影響等を鑑み、段階的に補助額を引き下げる等の激変緩和措置を設けることも検討する。

○その他

(1) 見直しの周期

補助金の個別の見直しについては、各補助金の終期に合わせて随時実施することとする。本ガイドラインの見直しを含めた全体・統一的な見直しは5年周期をめぐりに必要に応じて実施するものとする。

(2) 補助事業における消費税仕入税額控除の取り扱い

補助事業において支払う消費税を補助対象として計上する場合には、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、必要に応じて当該補助要綱にその取扱いを明記すること。